

安保関連3文書で日本はどう変わるか

2023.2.6 清水雅彦（日本体育大学・憲法学）

はじめに

- ・衆議院解散がなければ2025年まで国政選挙なし（「黄金の3年間」）、いよいよ改憲？
- ・しかし、統一協会問題・国葬強行・大臣辞任・岸田自身の政治姿勢などで岸田内閣支持率低下
- ・ロシア・朝鮮・中国の脅威論→「敵基地攻撃」等実質改憲→9条改憲へ？

一 「安保関連3文書」（「国家安全保障戦略」を中心に）の内容・問題点と背景

1 内容・問題点

- ① 「我が国の安全保障に関する基本的な原則」
 - ・「国際協調を旨とする積極的平和主義を維持する。」「平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。」
 - 安倍首相が用いた「積極的平和主義」に言及し、憲法への言及はなし
 - ただし、「国家防衛戦略」の冒頭で「日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を堅持してきた。今後とも、我が国は、こうした基本方針の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。」と記述
- ② 「我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題」
 - ・中国、「北朝鮮」、ロシアの「安全保障上の動向」に言及
 - 外交による解決の視点弱い
- ③ 「我が国の防衛体制の強化」
 - ・「宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合」
 - ・「我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である。」
 - 後で検討
 - ・「有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、自衛隊と海上保安庁との連携・協力を不断に強化する。」
 - 「軍事と治安の融合化」（軍隊・自衛隊の警察化と警察・海上保安庁の軍隊化）の推進
 - ・「2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう、所要の措置を講ずる。」
 - 後で検討
 - ・「力強く持続可能な防衛産業を構築するために、事業の魅力化を含む各種取組を政府横断的に進めるとともに、官民の先端技術研究成果の防衛装備品研究開発等への積極的な活用、新たな防衛装備品の研究開発のための態勢の強化等を進める。」
 - ・「防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。」
 - 官民一体となった防衛産業の維持・発展とさらなる武器輸出へ
- ④ 「米国との安全保障面における協力の深化」
 - ・「同盟調整メカニズム（ACM）等の調整機能を更に発展させつつ、領域横断作戦や我が国の反撃能力の行使を含む日米間の運用の調整、相互運用性の向上、サイバー・宇宙分野等での協力深化、先端技術を取り込む装備・技術面での協力の推進、日米のより高度かつ実践的な共同訓練、共同の柔軟に選択される抑止措置（FDO）、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、日米の施設の共同使用の増加等に取り組む。その際、日米がその能力を十分に発揮できるよう、情報保全、サイバーセキュリティ等の基盤を強化する。」
 - 自衛隊と米軍の一体化など日米同盟のさらなる強化、秘密保護法制の強化など
- ⑤ 「我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化」
 - ・「サイバー安全保障分野での対応能力の向上」

- ・「海洋安全保障の推進と海上保安能力の強化」
 - ・「宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化」
 - ・「技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携の強化」
 - …「民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため、関係者の理解と協力を得つつ、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む。また、防衛産業が他の民間のイノベーションの成果を十分に活かしていくための環境の整備に政府横断的に取り組む。」
 - 日本学術会議法改正問題と連動
 - ・「我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化」
 - …「経済安全保障分野における新たなセキュリティ・クリアランス制度の創設の検討に関する議論等も踏まえつつ、情報保全のための体制の更なる強化を図る。」
 - 経済安全保障推進法の強化
- ⑥ 「自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進」
- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「推進法」という。）の着実な実施と不断の見直し、更なる取組を強化する。」
 - ・「主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める。」
 - 経済安全保障推進法・秘密保護法の強化

2 背景

① アメリカの要求

- ・1989年アメリカ「1990・1991年度国防[歳出]権限法」
 - …日本の共同防衛への貢献に関する規定、アメリカ製完成品兵器（イーゼス・システム、空中給油機など）の輸入、防衛費のGNP比をNATO加盟諸国並増額要求
- ・トランプ政権（2017年～2021年）の「バイ・アメリカン」政策
- ・「反撃能力」のためにアメリカ製兵器の購入
- ・最近の対中戦略に日本を巻き込む
- ・ただし、1月の日米首脳会談などから日米で温度差（日本の方が積極的か）？

② 自民党・岸田首相の考え

- ・自民党内の対米追随派の意向
- ・党内基盤の弱い岸田首相による安倍派などへのアピール
- ・ただし、増税問題では岸田首相と安倍派は必ずしも一致していない

③ 財界の要求

- ・防衛産業の維持・発展
- ・ただし、中国に生産拠点があり、中国を商品市場にしている企業は？

④ 自衛隊の要求

- ・3自衛隊で認識の違い・温度差？
- ・制服組と背広組で認識の違い・温度差？

二 実質改憲としての「敵基地攻撃論」の内容と問題点

1 経緯

① イーゼス・アショア配備計画停止後

- ・2020年6月15日河野防衛大臣がイーゼス・アショアの配備計画停止発表、安倍首相了承
- ・2020年6月18日安倍首相「敵基地攻撃能力を含む安全保障戦略の見直し」発表
- ・2020年8月4日自民党政務調査会 国防部会・安全保障調査会「国民を守るための抑止力向上に関する提言」発表（「敵基地」ではなく「相手領域内」を対象）
- ・2020年9月11日安倍首相「内閣総理大臣の談話」

- 2020年12月18日閣議決定「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」
「……陸上配備型イージス・システムに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備する。……抑止力の強化について、引き続き政府において検討を行う。／……スタンド・オフ・ミサイルの整備及び研究開発に加え、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行う。」
- 2022年4月3日安倍元首相の山口市内での講演
…ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、「基地に限定する必要はない。向こうの中枢を攻撃することも含むべきだ」
- 2022年4月26日自民党「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」→27日提出
…「弾道ミサイル攻撃を含むわが国への武力攻撃に対する反撃能力」保有の提言、「反撃対象は相手国のミサイル基地に限定されず、指揮統制機能等も含む」
- 2022年11月22日政府「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書
…「反撃能力の保有と増強が……不可欠」「今後5年を念頭にできる限り早期に十分な数のミサイルを装備すべき」
- 2022年12月2日自民党と公明党の合意
…「反撃能力」の保有、武力攻撃事態又は存立危機事態に行使、攻撃対象は具体的に明示せず個別具体的に判断、相手国が攻撃に着手したかの認定は個別具体的に判断

② イージス・アショア配備計画停止前

- 1956年2月29日衆議院内閣委員会での船田中防衛庁長官答弁(鳩山一郎首相答弁の代読)
「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」
- 1959年3月19日衆議院内閣委員会での伊能繁治郎防衛庁長官答弁
「……誘導弾等による攻撃を受けて、これを防御する手段がほかに全然ないというような場合、敵基地をたたくことも自衛権の範囲に入るとすることは、独立国として自衛権を持つ以上、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではあるまい。そういうような場合にはそのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくということは、法理的には自衛の範囲に含まれており、また可能であると私どもは考えております。しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起りがたいのでありまして、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない。かようにこの二つの観念は別個の問題で、決して矛盾するものではない、かように私どもは考えております。」
- 1970年3月18日衆議院予算委員会での高辻正巳内閣法制局長官答弁
「……武力攻撃が発生したときということでありまして、まず武力攻撃のおそれがあると推量される時期ではない。そういう場合に攻撃することを通常先制攻撃というと思いますが、まずそういう場合ではない。次にまた武力攻撃による現実の侵害があつてから後ではない。武力攻撃が始まったときである。／……私が武力攻撃が発生したというときに、これは着手が入るんだということを前にも申し上げたことがございます……。／……準備が入らぬというのは、これはあたりまえのこととして、準備の場合にはまだ着手とはいへません……。」
- 1999年3月3日衆議院安全保障委員会での野呂田芳成防衛庁長官答弁
「我が国に対する急迫不正の侵害がある場合については、従来から、我が国に対する武力攻撃が発生した場合を指しておりまして、この武力攻撃が発生した場合とは、侵害のおそれがあるときではなく、また我が国が現実被害を受けたときでもなく、侵略国が我が国に対して武力攻撃に着手したときである、こういうふうに解されているところでありまして。／……我が国に現実の被害が発生していない時点であっても、侵略国が我が国に対して武

力行使に着手しておれば、我が国に対する武力攻撃が発生したと考えられ、自衛権発動の他の二つの要件を満たす場合には、我が国としては、自衛権を発動し、相手国の戦闘機や艦船を攻撃することは法理上可能となる、こういうふうと考えております。」

- ・2002年5月20日衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会での福田康夫内閣官房長官答弁

「……ミサイルが日本に着弾したという以前においても、攻撃の発生ということが認められるということがあり得るといことであります。／……これから攻撃するといつて、攻撃のためのミサイルに燃料を注入するとかその他の準備を始めるとかいうことであれば、それは着手というように考えていいのではないかと思います。」

- ・2003年1月24日衆議院予算委員会での石破茂防衛庁長官答弁

「……北朝鮮が東京を灰じんに帰すというふうに宣言をし、ミサイルを屹立させたという事に相なるとすれば、それは着手ということを考える。……しかし、それは、その時点において防衛出動を下令するのにか何なのかということは時の政府として判断をすべきことですが、法理上はそのようなことは可能であると考えております。」

- ・2010年6月14日自民党政務調査会・国防部会「提言・新防衛計画の大綱について」
- ・2013年12月17日防衛計画大綱「弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。」
- ・2017年3月30日自民党「弾道ミサイル防衛の迅速かつ抜本的な強化に関する提言」
- ・2018年5月29日自民党政務調査会「新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に向けた提言」

③ 今回の「安保関連3文書」（2022年12月16日閣議決定）

- ・「反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。」
- ・「……2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使し得るものである。／この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。」（以上、「国家安全保障戦略」）

2 政府の基本的立場（『令和4年版 防衛白書』より）

① 憲法と自衛権

- ・「……この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。」

② 保持できる自衛力

- ・「わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えられている。……／しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。例えば、大陸間弾道ミサイル（ICBM：Intercontinental Ballistic Missile）、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている。」

③ 専守防衛

- ・「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」

3 私の立場からの検討

① 戦争の放棄（9条1項）

- ・「日本国民は、……国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」
- ・A説…「国際紛争を解決する手段」としての侵略戦争を放棄←1928年不戦条約の解釈
- ・B説…自衛・侵略の区別無理由、自衛戦争を含む一切の戦争放棄←先の日本の戦争の反省

② 戦力の不保持（9条2項）

- ・「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」
- ・甲説…「目的」は「国際紛争を解決する手段」→自衛力保持は許される
- ・乙説…「目的」は1項全体→自衛力保持も許されない

③ 1項と2項解釈の組み合わせ

- ・多数説…A説+乙説（9条2項全面放棄説、「武力なき自衛権」論）
- ・少数説…A説+甲説（限定放棄説）、B説+乙説（9条1項全面放棄説）

④ 戦争違法化の中での9条

- ・かつての正戦論・無差別戦争観
 - 侵略戦争の制限（1919年国際連盟規約）
 - 侵略戦争の放棄（1928年不戦条約）
 - 「自衛戦争」の制限（1945年国連憲章）
 - 「自衛戦争」の放棄（1946年日本国憲法）

⑤ 国連憲章と日本国憲法～「武力の威嚇又は武力の行使」の考え

- ・国連憲章2条4項…「慎まなければならない」
- ・日本国憲法9条1項…「永久にこれを放棄する」
- 日本国憲法には国連憲章との連続面と断絶面がある、ヒロシマ・ナガサキの経験「普通の国」になるのか、27か国目の「軍隊のない国家」を目指すのか

⑥ 安倍元首相の戦争法の狙いは何だったか

- ・「積極的平和主義」… **proactive contribution to peace**
日本国際フォーラム（安倍首相は元参与）2009年提言
- ・アメリカの政権によっては日本もアメリカの戦争に参加し、自衛隊が他国民を殺し、自衛隊員が殺され、日本国内ではテロが発生して一般国民も死ぬことに

⑦ 「戦争する国」に対抗する二つの平和主義

- ・憲法9条
 - …消極的平和（**negative peace**）の追求、暴力（戦争）のない状態をめざす
- ・憲法前文
 - …「われらは、平和を維持し、**専制と隷従、圧迫と偏狭**を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」
 - 「われらは、**全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。」
 - …積極的平和（**positive peace**）の追求、構造的暴力（国内外の社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす

⑧ 結論

- ・自衛隊は違憲なので議論するまでもなく「敵基地攻撃論」も違憲

4 従来政府の立場からの検討

① 従来政府の9条解釈と制約

- ・9条2項…「戦力」は「自衛のための必要最小限度の実力を超えるもの」
→「実力」は憲法上保有できる（自衛隊を違憲としない政府の解釈、警察以上軍隊未満）
- ・国会論戦と世論によって構築された9条による制約
 - …自衛隊の海外派兵の禁止（1954年参議院決議）
 - 専守防衛（1955年杉原荒太防衛庁長官答弁など）
 - 武器輸出3原則（1967年佐藤栄作首相答弁、1976年三木武夫首相答弁）
 - 非核3原則（1967年佐藤栄作首相答弁）
 - 集団的自衛権行使の否認（1972年・1981年政府見解）
 - 防衛費のGNP比1%枠（1976年閣議決定）
- ・自衛権行使の3要件（1954年政府見解）
 - …我が国に対する急迫不正の侵害があること
 - これを排除するために他の適当な手段がないこと
 - 必要最小限度の実力行使にとどまること

② 形骸化する政府の9条政策

- ・自衛隊の実態…世界の軍事費・防衛費ランキングで日本は第8位又は第9位
- ・9条による制約
 - …自衛隊の海外派兵の禁止→1991年掃海艇「派遣」、1992年PKO法制定、2001年テロ対策特措法制定、2003年イラク特措法制定、2015年「安保法制」（戦争法）制定
 - 武器輸出3原則→1983年対米武器技術輸出解禁、2014年防衛装備移転3原則策定
2022年3月ウクライナに防弾チョッキ・ヘルメット等提供方針決定
同年11月有識者会議報告書で3原則の制約をできる限り取り除く
 - 非核3原則→実際にはアメリカの核持ち込み、安倍元首相の「核共有論」（2022年2月）
 - 集団的自衛権行使の否認→2014年解釈改憲（閣議決定）、2015年立法改憲
 - 防衛費のGNP比1%枠→1986年撤廃、2022年4月自民党提言でGDP比2%以上へ
「安保関連3文書」で2023～27年度総額約43兆円
- ・武力行使の新3要件（「武力の行使の3要件」、2014年閣議決定）
 - … a,我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、 b,これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき、 c,必要最小限度の実力を行使することは許容される、という3要件に該当する場合は武力行使可能
→限定的な集団的自衛権行使可能に

③ 質が異なる集団的自衛権行使と「敵基地攻撃論」

- ・自衛権行使の3要件も専守防衛論も日本への攻撃発生という客観的要件により歯止めあり
- ・武力行使の新3要件は他国と存立危機事態について誰かが判断する主観的要素がある
「敵基地攻撃論」は相手国の攻撃前・攻撃可能性に攻撃を判断する主観的要素がある
…実際には情報は国家安全保障会議に集約し、秘密保護法によって開示しない可能性
「戦争は秘密から始まる」（満州事変・ベトナム戦争など）
- ・自衛権行使にあたって主観的判断がなされることで自衛権行使に歯止めがなくなる

④ 国連憲章上の問題点

- ・51条「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。……」
- ・国連憲章の正文は英語・フランス語・ロシア語・中国語・スペイン語
- ・武力攻撃の要件…（英語）if an armed attack occurs against a Member of the United Nations
→「武力攻撃が発生した場合」
（仏語）dans le cas où un Membre des Nations Unies est l'objet d'une agression armée →「軍事的攻撃の対象である場合」
- 暫定性の要件…国連安保理が必要な措置をとるまでの間に限って

- 均衡性の要件…自衛の措置は必要範囲内で
→いわゆる「先制攻撃」・予防的攻撃や報復戦争は許されない
- ・「先制攻撃」はもちろんのこと「敵基地攻撃」も国連憲章違反になる可能性

⑤ 日米安全保障条約との関係

- ・1951年の旧安保条約（1959年12月16日砂川事件最高裁判決）
…9条2項が禁止する戦力＝「わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力」→合憲
安保条約＝「高度の政治性を有するもの」→「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のもの」
米軍の目的＝「専らわが国およびわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起らないようにすることに存し、わが国がその駐留を許容したのは、わが国の防衛力の不足を、平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して補なおうとしたものに外ならない」→「違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない」
- ・1960年の新安保条約（1969年4月2日全司法仙台事件最高裁判決、1996年8月28日沖縄県知事代理署名拒否訴訟最高裁判決）
…砂川事件判決を踏襲
- ・条文上極東といった日本国外でも「戦争」をする外国の軍隊を、政府の行為によって日本に置くことを認めることは憲法に反すると考えるべき
- ・1951年当時は日本の防衛力が不足し、日本と極東の平和と安全のために駐留米軍を置いたと仮定したとしても、その後の自衛隊の装備・能力からすれば米軍駐留の必要なし
- ・「米軍＝矛、自衛隊＝盾」からの転換

⑥ 実態論からの問題

- ・朝鮮の移動式ミサイル発射機は約200基、中国は核保有国→「敵基地攻撃」は不可能
- ・2021年度以降の予算・予算案…12式地对艦誘導弾の射程延長・艦空発型開発、「いずも」型護衛艦の空母化、長距離巡航ミサイルJSM・F35A / F35B 戦闘機の取得費用

5 「敵基地攻撃（能力）」批判の視点

① 「先制攻撃」としての「敵基地攻撃」

- ・従来の政府解釈では相手国の「着手」で自衛権行使可能
- ・さらに、戦争法が規定する『我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した時点は、当該他国に対する武力攻撃の着手があった時点であると解され[る]』（2022年5月17日政府答弁書）
→日本に対する攻撃（着手）だけでなく他国に対する攻撃（着手）も「敵基地攻撃」可能
「着手」の認定次第では「先制攻撃」になる
「先制攻撃」は専守防衛及び国連憲章51条（武力攻撃・均衡性の要件）違反

② 「先制攻撃」ではない「敵基地攻撃」

- ・自衛隊の海外派兵の禁止及び国連憲章51条（均衡性の要件）違反
- ・自衛隊は「実力」にすぎない、海外派兵しない、専守防衛に徹するから合憲としたはず
→従来の政府解釈からしても違憲

③ 「反撃能力」「敵基地攻撃（能力）」という表現の問題

- ・内容からすると「反撃能力」ではない
- ・「安保関連3文書」では「相手の領域」、すなわち「敵基地攻撃」でもない
→内容からすると「敵地攻撃」「相手国攻撃」「全面攻撃」

④ 批判論の検討

- ・「敵基地攻撃＝先制攻撃」ではない
- ・福島瑞穂社民党党首「行使の基準が曖昧な安全保障関連法に基づく『武力行使の新3要件』で存立危機事態に認定し、集団的自衛権で敵基地攻撃するなら、日本が攻撃されていないのに相手国の領域を攻撃することで、誰が見ても先制攻撃に当たる。」（『東京新聞』2022

年 12 月 28 日朝刊)

- ・志位和夫共産党委員長 『『存立危機事態』で大事なことは、『日本は武力攻撃を受けていない』ということなのです。日本が武力攻撃を受けていないもとでも、米国が戦争を開始し、政府が『存立危機事態』と認定すれば、自衛隊は米軍と肩を並べてたたかう。敵基地攻撃能力を使って、相手国の領土に攻め込む。これは相手国から見れば、日本による事実上の先制攻撃になります。』(『しんぶん赤旗』2023 年 1 月 1 日)
- ・半田滋氏 (防衛ジャーナリスト) 「岸田政権は今年 5 月、『存立危機事態』における敵基地攻撃は可能』とする答弁書を閣議決定した。つまり日本が攻撃されていないにもかかわらず、他国を攻撃することはできるといふのだ。これこそが先制攻撃である。／この結果、国内法の安全保障関連法で認められた集団的自衛権行使が国際法では許されない先制攻撃に該当することがあるという矛盾をはらむことになった。」(『週刊金曜日』2022 年 12 月 16 日号)
 - 国連憲章 51 条は加盟国の集団的自衛権行使を認めており、集団的自衛権はまさに自国が攻撃されていないのに同盟国のために他国を攻撃することであり、これを「先制攻撃だ」と批判することはできない、国連憲章 51 条による行為を国際法違反とは言えない
 - 批判するなら「存立危機事態における着手の判断を誤ると」といった追加表現が必要
 - 自国が攻撃されていないにもかかわらず他国を攻撃できる集団的自衛権を国連憲章で認めたことも批判すべき (国連憲章で認めるのは個別的自衛権に限定すべき)

6 集団的自衛権の問題

① 集団的自衛権～国連憲章上の問題点

- ・1944 年のダンバートン・オークス提案にはなかった
 - 中南米諸国の要求にアメリカ主導で規定、NATO やワルシャワ条約機構軍事同盟成立

② 集団的自衛権～行使の実態

- ・アメリカ… 1958 年レバノン、1965 年ベトナム (オーストラリア、ニュージーランドも)、1988 年ホンジュラス、1990 年ペルシャ湾地域 (イギリスも)
- ・ソ連・ロシア… 1956 年ハンガリー、1968 年チェコスロバキア、1980 年アフガニスタン、1993 年タジキスタン、2022 年ウクライナ
- ・イギリス… 1958 年ヨルダン、1964 年南アラビア連邦、2001 年アフガニスタン (フランス、オーストラリアなども)
- ・フランス… 1986 年チャド
- ・キューバ… 1983 年アンゴラ
- ・ジンバブエ、アンゴラ、ナミビア… 1998 年コンゴ
 - 主に大国が小国へ侵攻・侵略、冷戦終結後ワルシャワ条約機構は解体・NATO は拡大国連憲章の集団的自衛権規定を問う必要性

おわりに

- ・「コロナ禍」、さらに今後必要なのは軍事による国家の安全保障よりも人間の安全保障
- ・大学授業料無償化 1.8 兆円、小中学校の給食無償化 0.4 兆円、健康保険負担ゼロ 5.2 兆円で実現
- ・ロシアによるウクライナ侵略から学ぶべきことは、アジアで日米韓・朝鮮・中国・ロシアとの安全保障の枠組を作ること、「反撃能力」の保有ではない
- ・「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」(憲法前文) =戦争の予防・信頼関係の構築こそが大事

【参考文献】・清水雅彦『9 条改憲 48 の論点』(高文研、2019 年)